

○立川説明員 この法律は、たゞたゞ

御説明をいたしました通り、特別の措置も講じまして開拓地の経営を振興していくわけでありまして、そこでその施策は昭和三十三年から始めまして、五カ年間で経営を刷新してよくするといふ計画を立てております。そこで六年目になりますと、大部分の開拓農家は、現在と違ひまして非常に態勢が立て直るといふことを想定いたしてあります。一方今御指摘になりました天災による債務、その利子補給額を一年当り平均にして、六年目以降十年目までの利子額を想定いたしまして考えますと、利子補給に当る部分は一年に一戸当り平均七百円、六年目は一千四百円、十年目は四百円ほどであります。一戸当り七百円、そこで五年間に集中をして、よく経営が立て直りました場合に七百円の利子負担がでないかどうかという問題になりますと、そのくらのものは十分いけるだろうという判断をいたしまして、振興の施策が前年五年に集中することと平仄をあわせまして利子補給も五年にいたしたい、こういうわけでございます。

○久保田(豊)委員 その程度のお答えでは、実はまだ不十分であります。まあ水かけ論になりますから、またあとでこの点に触れます。そこで旧債の問題で一番大きな問題は何かというと、やはり開拓資金の百二十三億でございますが、この始末をどうするかというところが一番根本の問題だと思ふ。そこで、特にこの点で私がはつきりしていただきたいのは、この百二十三億ばかりのいわゆる開拓資金の融資の中には、脱落者が今日約三分の一出ている。今十五万人しか残っておらな

いが、すでに脱落者が八万人あるわけですが、その脱落者の負担分というものは、これから概算いたしますと、少くとも四十数億のものがあるわけですが、これは御承知の通り全部連帯保証です。その連帯保証になっておいて、これを返さなければ、ほかの政府関係資金はほとんど出ないといふことが今日の実情です。しかも脱落者が八万人も出たといふことは、数の大ききからいって、これは脱落した者にも多少の責任はありましよう。しかし大部分は、政府の開拓政策がなつておらぬからこういふ結果になつた。これは政府御自身もはつきりお認めになることと思ふ。

そこでこの開拓資金百二十三億、これの全体の償還の重圧をどうしてやるかといふこと、特にそのうちでも、脱落者の約三分の一に關しますこの旧債をどういふようにしてやるかといふことが開拓者の借金の重圧を少くする根本だと思ふ。ところがこれについてこの法案には何も触れていない。過般の御説明だと、この分については国の債権の管理に關する法律によつて政府は処置している、こういうふうな御説明です。しかしそれだけではどうも私どもには納得がいかない。私はこの二点をばつきりしてもらいたい。一つは、少くとも脱落者八万人に相當する四十数億のこの開拓資金は、今日の段階においては、これは法律上充分の処置をすべきだと思ふ。これは當然の話であります。今の開拓者の実情から見ても、従来の開拓政策に対する政府の失敗の連続から見ても、また脱落をした諸君の大多数の今日の経済の実況から見ても、これははつきりしなければならぬ問題だと思ふ。これをばつきりし

てやらなければ、とても開拓者の立ち直りは、今までの御説明を聞いた範囲においての政府の今後の政策では、期待できない。そこでこの脱落者の分についてどういふふうにお考えになつてゐるか。特に具体的に申し上げたいのは、私が今申しましたように、この分については、これは国の債権です。それから、もうやみに棒引きといふわけにも参りませんが、一応脱落者の脱落事情なり、その後の経済事情といふものを具体的に十分把握されまして、当然支障のある者は早急にこれの免除の措置をとるべきである、少くともあと残つた開拓資金、これの連帯債務の連帯責任といふものは、解除してやる必要がある、こういう点であります。さらに、こういう国の債権管理に關する法律を見ますと、これは契約してから十年たつたものでなければ、そういう債権でなければ免除できないことになつてゐる。ここで初めて今後十年間、この重圧は続くといふことに當然なると私は思ふ。そこでこれについては、少くともこの開拓資金の振興臨時措置法を作る以上は、国の債権管理の法律の三十二条ですか、これに対する特別法を、はつきり本法の中に規定する必要がある、こう考へる。ですから今申しましたように、この免除をする必要があるか、どうか、そして少くとも現在おられます開拓者から、連帯債務を抜いてやる必要がある、それに対しては、特別法をこの中にはつきり設ける必要があると思ふが、これについてのお考えを一つ……。

○立川説明員 ただいまのお話のような場合におきましては、実際上は、脱落者のために連帯債務を負つておりま

す開拓者に負担がからぬように、しかもその債権が、どうしても行方不明であつて取り立てられないといふような場合には、免除の措置を講ずるといふようなことを、お話のような趣旨のことを、実際上は債権管理の法律で実行いたすつもりでございます。そこで、今の法律に特別を設けるという必要は、実際上ないと考へるのでございまして、と申しますのは、この国の債権管理に關する法律第三十二条によりまして、無資力の者に対してその債務については履行期限を延ばしまして徴収の延期をしております。従つてその連帯債務者等についてもかかつていきません。そこで実際上は負担がからぬといふわけでありまして、免除のためには一定期間を要しますけれども、しかしその間真にやむを得ないものについては履行を延期をしておりますから、実際上は影響はない、こういう工合に考へておるわけでありまして。

○久保田(豊)委員 実際上は影響がないと言ふが、実際に開拓者はそれで困つておるのです。あなたは実際上影響がないと言ふが、これは連帯債務になつておるから、この関係の債務を返さなければ、あとの政府資金は組合の方に流さないといふ重圧が現実にかかつてきておる。そして代行入植、入れかえ入植の連中にこの債務がかかつてくるのです。ところがこの入れかえ入植をする連中はどうかといふと、これはよく皆さん御承知の通り、ほとんど荒廃したところにまたやつてくる。自己資金も相當要するし、前の人のあらゆる借金を背負わされて、しかもこれが一番大きい。それで入れかえ入植をさせたい人があつてもなかなか入

れない。入つたのはまた経営が成り立たない。そして既存の開拓団はそういう連中にできるだけそういう負担をかけようとしておる。これが現実です。あなたはこの三十二条によつてそういう措置をしておるから、実際にかかつておらないといふけれども、現実とはどこでもかかつておるじゃないですか。それなるといふためにこれらの返済が非常によく行つておるといふのは何かという、つまり牛を売つたり何かして拡大再生産の基礎となるべき物件があるいは能力をだんだん小さくしながら、この借金だけ優先して払つておるといふのが現実です。それを今の三十二条だけでどういふ措置は實際にできない。では實際延期の契約をしたのがありますが、現実にはたくさんあつて、これがだんだん行かれて、そして連帯性がだんだん落ちていって、そして実際上免除に等しい扱いができておれば、私はこういふことを言わない。事実できておらない。私どもが開拓地を歩いて、一番どこでも言われることはこの問題です。ですからこの点、今の程度の御答弁では私は不十分である。もしこの本法に特別の規定を入れる必要なしとするならば、何らかの形でこれに対して明確な基準を与えて、はつきりした行政指導なり何なりをする必要がある。行政指導をはつきりするにはどうしても法的な根拠を要するわけですし、この点について今の程度のお答えでは私はちよつと納得がいかぬので、もう一回はつきりお答えをいたしたいと思ひます。

○安田(善)政府委員 開拓者の営農不振のお方、債務の多いお方につきまして、国の債権管理法を適用しようとして政府が思つたことはございませんでし

た。しかし今回この法律が三十二年度から施行になることになりまして、大蔵当局と打ち合せいたしました結果、その債権の償還及び十年たつたら免除してしまふ、この措置は農林省が責任者となりましてやることになりました。従いまして、この開拓農振興臨時措置法案が審議可決せられまして、この法案によりまして営農改善計画が農家ごとに立ちまして、また組合として振興計画が立つようになりまして、その債務につきまして該当するものは、国の債権に對しましては、同法の適用を三十二年度から勇敢に実施するつもりであります。その旨は農林省から都道府県等また開拓関係団体等に明文をもつて通達をいたします。

○久保田(豊)委員 この点については、それはつきり言つて明文を出しておるなら、その明文の通達の資料を一つ出してもらいたい。

それから次官に一つこの点を御確認をいただきたい。今局長からお話がありましたけれども、単なる事務当局間のお話し合いでは、十分に行かないと思ふ。そこで大臣なり次官なり責任を持つて、少くとも脱落者に対する開拓資金については現存者には迷惑を絶対にかけない、こういう一つ言明をいただきたいと思ひます。

○八木政府委員 この法案の立案過程において最も苦心の払われた点が御指摘の点であります。従いまして農林省といたしましては、本法が成立の上は、誠意と責任を持って御期待に沿うように実施して参ります。

○久保田(豊)委員 まだこの旧債の整理の問題についていろいろあります

が、時間が限られておりますので、この程度にいたします。

その次にお伺いをいたしたいのは、今度の新法の第二条で、省令で定めるというその基準ですね。これが営農類型の一応の基本に今お考えになつてゐるところだと思ふ。今まで御説明を聞いたところでは、従来五つの類型に分けておつたが、これを大体全国的に七つの類型に分け、粗収入二十三万から五十万、こういうことにして、これを一応の基準にしてやるというお話です。大体そうお聞きしたのですが、私どもはこれはどうも納得ができない。こういうのを省令の基準にされて、これでもって開拓地の再建計画は絶対に立たない。第一に私が指摘をいたしたのは、普通の農業政策を考へる場合には、大体農家所得といふものが根本です。にもかからず開拓に關してだけは農業粗収入というのである。その粗収入の中には、当然粗収入から差し引かれるべきものとして経営費があるわけですから、その経営費といふのは、政府が三十二年度に二十一年ないし二十三年に入植した比較的上位農家の百戸の調査をされた結果によりまして、これは大体年粗収入が二十九万、三十万、現状から言へば非常に高い方で、政府の資料の説明にも、はつきりこれは上位の非常に優秀な開拓農家だと書いてある。その調査を見まして、大体において農業経営費が半分しかつております。しかも農業外収入が約七万円ある。それでも生活をいたしますと、大体年に一万七千円くらい赤字になります。しかもその生活の内容容、生計の程度といふものは非常に低い。三十万円というところ、現状では非常

に高い方です。粗収入約三十万円の農家であつても、なおかつ経済は赤字に成らない。今の開拓農家のうちでは、政府みずから言つてゐるよりも、むしろ下に十年近くたつて、経営も安定して上位の農家である。その上位の農家が、別に約七万円の農業粗収入を入れても、そしてしかも生活の程度を非常に落しても、年に大体一万六千ないし一万七千円の赤字を出してゐる。こういう実情です。この実情を土台にされて、しかも今度は省令で定める営農類型を——これは開拓地の全体の振興合型をどうなるかわかりませんが、私どもは、少くとも三十万円のものが重点になるようにです。こういう類型基準を省令で定めておやりになるというお考えが私はわからぬ。やはり今でもあなた方はいわゆる研究開拓当時と同じような基礎理念に立つて、開拓地だけはいわゆる別扱い、厄介者扱いにするという考え方の根本がここに出てゐる。どう考へるのか、これではおそろく皆さんがどうお考えになつたつて、これで立つはずがありません。既存開拓地のほんとうの安定をはからうというには、少くとも従来の借金を返して、新しく今後経営を充実するための拡大再生産の資金ができる、そして私は通常農家とまでは言いません、それよりは少し低い、生活が安定してできる程度の基準といふものを作らなければ、それに向つてあらゆる施策を集中するといふことではなければ、こういう法律を存続作つてみたところが、とうてい既存の開拓農家がほんとに安心する、希望を持ってやれるというところには参らない。今農林省が各地でもって自主的な振興計画を戸々立てて、それに

よる必要な援助はしよう、しかしその基準を置かれるものは二十三万円とか三十万円、これは粗収入ですよ。農家所得じゃありません。この半分は経営費に消えなければならぬ。この消えたあとの半分の方、これで六人、七人の家族が食つていかなければならぬ。食うだけでも食えないわけでありまして、低い基準を省令でおきめになつて、これを基準にしていわゆる振興計画を立てる、こういう根本的な態度、考へが大きな間違ひである、こう思ふのです。が、現状とあわせてこの点についてどうお考えになつておるかお聞きしたいと思ひます。

○安田(善)政府委員 省令の基準としましてはお話にありました通り、また私どもがすでに御説明しました通り、農業粗収入が第一点、もう一つ農家の年間の償還金の割合をとらえて規定をいたしたいと思つておるのであります。久保田先生の御意見も有力な御意見と思ひますが、それなるがゆゑに、私どもはこの基準は營農不安定な開拓者の基準にして、營農生活がそれ以上に出るようになりたいと思ふのであります。そこで今回はすでに入植されて土地の配分を受けられてしまつた方について、その開拓地において半分の農家数にしてしまふほどに改善しようという案でございまして、まだ予定の開墾面積の平均六九%しか開墾してないお方々に對して、せめて当初の目標は早く達成していただきたい、しかしそれだけじゃ十分じゃないから、土地がすでに配分された既入植の開拓農家について、營農類型のある程度の改訂も加えて、せめてその中で早く到達していただきたいというので法案を

出してゐるのであります。またなお一そう経営改善をはかりまして、経営費を引いて適当な家計費が残るような生活が営まれるというのを望んでおりますが、本法案においてはこのようにお願いしたいと思つておるのであります。省令で定める基準でありますから粗収入を抑えるのが一番簡明でありまして、議論は先生おっしゃる通りであります。各戸の経営につきまして経営費と家計費のおおの要素を加へれば、多過ぎてかえつて行政に簡明を欠く、こう思ひますので、議論上はさういふ点がありますが、今回はこの方がむしろ開拓者にいいのじゃないかと思つておるのでございます。

○久保田(豊)委員 どうも今のような御説明じゃわからぬ。あなたのおっしゃるの、実際の基準といふものは、と高く置くのだ、しかし事務上の便宜から一応省令でやつて実際の振興計画を立てさせる、農家についてはさういふ低い基準でやるのだ、さういふことですが、さういふことだとこれは実際に計画が立ちませんよ。どの程度までいけるかという到達すべき目標がある程度明らかにならなければ、さういふ低い基準ではこれは生活がどうやつたつてできない。何とか借金を延ばしてまあおろし、新しい資金を借りようというだけの、いわゆる資金だけのものならいいですけれども、この計画をほんとにやるにはどうしても開拓民一人々がほんとに自分の経営なり自分の開拓全体を本気にみんなでもつてながめ合つて、そしてほんとに自分たちが期待のできるような、希望の持てるような生活した基準といふものを持つてこなければ、私はこの計画はな

かなかできないと思う。省令でこういう低い基準をきめてこれをやつてごらんない。これが基準になつて末端にいけばみんなこれになりますよ。これでは私はどうしてもうまくいかないと思う。

私はもう一点あとでお聞きいたしますが、旧債についての全体の償還計画、これがどのくらいになるか、そしてさらに新規の拡張をしなければならいけれども、それに対する新しい借入金

がどのくらいになるか、そういうものを総合して返していく場合に、借金を返せるだけの経営規模を持つか、そして生活がやつていけるような規模を持つか、この点が一番大事である。これを省令で明らかにしないことには私は意味がないと思う。今のようなお話だと、事務的にこの方が簡便である、こういうことですが、償還額が一割くらいになるものにはみんなこれをやるんだ、これでは私はほんとうの振興計画は立たぬと思いますが、重ねてこの点をお伺いするわけです。

○安田(善)政府委員 久保田委員のおっしゃいますこともよくわかります。事は省令で定めることとございすので、開拓者のこの法律を適用する実態とにらみ合せまして、御意見を尊重して定めて参りたいと思います。

○久保田(豊)委員 今までの御説明の中でも、これからやる新規の開拓者については新しい農業類型も準備しておる、まだ公表の段階にはならぬが、いうことでございしましたが、それと連関いたしまして、私は既存の開拓農家に、お話のありました通りまだ開墾も十分にいいない、六五%くらいですから規模も大きくなるものもありま

しより、ただ単に経営面積の規模というだけでなく、ほんとうに開拓民がやつていけるような、希望の持てるようなはつきりした基準を、行政措置でも何でもよろしいが、少くとも振興計画が立つ場合においては、ほんとうにいけるような目標をはつきり規定してやつていただくようにお願いいたします。時間関係もありまますからこの問題についての質問を終わります。

その次にもう一点お伺いしたいのは、今の開拓地の状況から見れば、新規の投資をしなければ旧債の整理だけではとうてい成り立ちません。旧債の整理もある程度延ばしてやつて、その間に自己資金の蓄積ができて、その自己資金の蓄積によつてそれぞれの経営をよくするといふ幅は、特殊の場合を除いてはほとんど少いように私は思ふ。大多數の開拓農家といふものは、旧債延期によつてその間に多少の余裕ができたといふれば、これはおそらく今の生計費の極端にひどいものを埋めるか、それでなければ家がほとんどだめになつてゐる、この家の修理に使うか、それでなければ義理の悪い個人借金をしておるのにおやうなしに取られるか、こういうことになつて農業経営の充実のために使われる資金といふものはそれによつてはほとんど出てこないと思ふ。そこで政府もいろいろな新しいものに対して援助の計画も立つておられるようでありまますが、少くとも今まで聞いたところでは非常に不十分であり、不安定であります。ほとんどこれに對しましてはつきりしたものがな。たとえば開拓資金八億五千万円の中から大体半の三千四百頭、馬の

千頭、乳牛六千頭とかあるいは寒冷地の振興特別対策、国有林の貸付をやるとか、こういうことです。それから中期資金を回して中小家畜を少しやつてやるとか、今までのところはこのような程度であります。これではとうていほんとうの振興計画にならないと思ふ。やはり大蔵省との関係においてはいろいろ困難もあられようと思ふ。あられようと思ふが、少くともこの点についてははつきりした資金計画あるいは事業計画といふものをお持ちになつてぶつかられることがぜひ必要だと思ふ。そうでないと、一生懸命振興計画を立てても、結局今言つたようなワクの範囲においてしか実行はできないといふことになる。これでは振興計画を立ててもその大部分が砂上の楼閣といふことになる。賢明な農林省當局のことですから、おそろしくいろいろ考へてはみたと思ふが、大蔵省に頭を押えられて結局できないから、この程度で何とか一つつじつまを合せて農林省の面子を立てようといふことだらうと思ふ。その御苦心のほどはわかるが、こういう態度では今後の開拓政策もだめです。現在おるところの開拓民も、これによつてはとうてい立つことができないと思ふ。この点について農林省はもつと勇氣を持つべきだ、確信を持つべきだ。少くとも研究会の時代とは違ふ。これに對しては財界とか、あるいは与党の中でもいろいろ反對がありましよう。しかし開拓政策をやる以上は、明確な計画と資金を持つべきだと思ふ。この点については何にもない。御苦心のほどはわかりますけれども、一つもとはつきりした具体的な計画を立てて、開拓民が自主的な振興

計画を立てたらこれに十分こたえられるような態勢をこの際どうしても立てることがこの法案を生かす道であると思ふ。そういう点からいふと、この六条の規定といふものは、農林省の非常に苦しい立場をこういう程度に反映したものだと思ふが、農林省の今後の強力な施策を打ち出す法律的根拠としてはきつめて不十分だと思ふ。この点についてのお考えを聞いておきたい。

○安田(善)政府委員 平素よく御研究の久保田委員でございしますから、すでに前回までに申し上げましたことは繰り返して申し上げません。相當苦心を払つて、新たな政策も三十二年度から緒につくわけでありまますが、今後ますますしつかりした計画を立てて実行に移したい、この法案の運営に尽したいと思ひます。

なお今までに、債務の条件を緩和したり、場合によれば免除しようとする措置を申し上げましたが、このほか開墾事業費の支給が所定の方法によつて終了した以後の債務整理等の困難な場合は、自作農創設維持資金の活用によつて長期低利の融資を行い、りっぱな自作農になつていただくように努力するつもりであります。

○久保田(豊)委員 どうもその程度の御答弁では……。御苦心のほどはわかります。次官に一つ聞きたい。この点について、今まで農林省がこゝで説明した程度では、振興計画を立ててもほとんど大部分の開拓民はそれに手が届かない、立つたけれども金が出ない、そういうことであらうと思ふ。一戸当たり少くとも二十五万円ないし三十万円の準備資金を入れなければならぬ。いろいろな

形態がありましようが、そのおもなものは開拓農家の有畜化である。この有畜化によりまして、一頭の乳牛を入れ、畜舎を作り、サイロを作る、そういうことをやつても――最低限悪い牛を入れたとしても二十万円ないし三十万円に上つては三十万円である。この三十万円の資金を入れれば高冷地、単作地帯の農民は大部分立ち直れる。私どもはそういう例をたくさん見ている。こういう点について農林省に明確な決意なり計画があればこの法案全体が死んでしまふ。局長は事務当局でありま

すからなかなか困難だらうと思ふが、その程度の覚悟があるのかないのか、次官のはつきりした御答弁をお伺いしたい。

○八木政府委員 開拓農民の心を心とされた御熱心な御主張は、法律施行の上において生かして参るということをお誓い申し上げます。

○久保田(豊)委員 本日はもつと詳しくこまかい点を突っ込んでお聞きしたいと思つたのですが、時間がなからやむを得ざるべく簡単にやります。そこでもう一点。ほんとうに自分の開拓地をりっぱにしていこうというためには、もう一つ大きな問題がある。それは、開拓関係の建設事務が非常におくれているということ。政府からいただいた資料によりまして、現在入植しているものに対して、電気とか水とか家屋の問題を抜きにいたしまして、政府が予定している計画の資金が百億以上残つております。これに對して今年には三億何がしか出ていない。あるいはもう少し出ているかもしれない。開拓地の基礎建設に對してこういうちや

ちやな予算で、そして不便なところへ

入れて、あとはろくろくめんどうも見ずおつぱらかして置いて、借金だけはぎゅうぎゅう取り立てる。こういう態勢は非常に大きな間違いである。もつとやりたいのですが、時間がありませんからこまかい点は省きますが、すべてを含めた開拓地の建設について政府はどの程度本気になっておられるのか。こういう法案を出して借金の返済をわずかに延期しただけでは今の開拓地はとうてい立ち直らない。わずかのかりの予算ではどうにもならない。これに對して政府としては具体的にどういう氣持を持っておられるか。五年間でする以上、現在のおくれている開拓地の建設を五年間取り戻すだけの予算、計画がなければならぬ。ところが予算措置はうんとおくれおける。そうしてこの法案だけやって実行計画を立てていると言つても何にもならぬ。この点どういふふうな考案を持っているか。こまかい点は時間がないので聞いてもしようがないが、まず局長の答弁をいただいて、それから次官にはつきり裏づけをしていただきたい。

○安田(善)政府委員 この法案で開拓營農の振興をはかる趣旨を明確にいたしますのは初めてでございますので、この法案を御通過させていただきますれば五年間でしつかりやるつもりであります。

○八木政府委員 開拓政策が非常におくれているために苦しんでおられるのは開拓農民であるという現状の認識については御指摘の通りだと思ひます。そこで、これまでおくれ参りました開拓の諸般の事は、この法律を契機といたしまして、おくれた分を取り戻すために、乏しい予算ではあります

が、最善を尽して御指摘の点を解決して参りたい、五年を一応の想定目標といたしましたのもそれでございまして、事務当局を大いに鞭撻いたしまして御期待に沿うように努めたいと思ひます。御了承願ひます。

○久保田(豊)委員 大へん時間が限られたので十分な質問ができなかつたことは残念ですが、全体を通じて考えられることは、御苦心のあることはよくわかる。大蔵省に押えられて、中身はほとんどそろつておられない。レッテルだけ賣れて、そうして何とか今の開拓地の不満を押えていこうという程度のことしかこれだけでは考えられません。これは単に開拓だけでは足りないのです。たとえば特別土地改良の予算にしても、あるいはその他のいろいろのものをやりましたも、最近の農林省の態度は、大蔵省もしくは大蔵省の裏におります大資本なり何なりの圧迫を受けて、実質的には農政がだんだん後退の一步をたどつており、その負担といふものはほとんど全部農民にかかつておる。それを表面いろいろ美辭麗句、小さな技巧を弄してごまかしているという程度にしか私の方には受け取れない。特にこういうしわ寄せを食っているのは開拓農民である。皮肉な意味で言うのではないが、こういう点については農林省もつと真剣に取り組んでいただきたい。もちろんこういう時勢ですから、いろいろの圧迫はあると思うが、勇敢に主張すべきものは主張し、少くとも農林省と農民団体や全農民の力を結集してやらなければ、今の態勢では大蔵省ととも太刀打ちできまい。それを押されるままに格好だけごまかして、お茶を濁している態度は私

は不十分だと思ふ。特にこの法案については私どもは不十分だと思ふ。不十分だと思ふが、これの実施の面については、今申したような点を十分に考慮して、腹をきめて実施計画を進めていただきたい。それでないと、今の御説明にあつたように、五カ年で十五万戸の既入植開拓民のほんとうの安定のできるような施策にはならないと思ふ。この点を心配しますので、この点について重ねて次官からはつきりした御決意の表明をいただきたいと思ふ。

○八木政府委員 御趣旨を体し、真剣に開拓地振興のために努力いたして参ります。

○小枝委員 他に質疑はありませんか。——なければ、両案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○小枝委員長 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案に對し芳賀貢君より修正案が提出されております。その内容は各位のお手元に配付してある通りであります。本修正案の趣旨について提出者の説明を求めます。芳賀貢君。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案に對する修正案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則を附則第一項とし、同項中「昭和三十一年四月一日」を「公布の日」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 昭和三十一年四月一日からこの法律施行の日の前日までの間にこの法律による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二條第一項の規定による指定のあつた天災については、前項ただし書の規定にかかわらず、第四條第二項の規定中年三分五厘以内に定められている資金に係る経費についての政府の補助額に関する部分の適用については、改正規定による。

本修正の結果必要とする経費は、本修正の結果必要とする経費は、昭和三十一年度以降四年間において、約一千九百五十万円である。

○芳賀委員 私は天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案に對しまして修正案を提出したいと思ひます。まず案文を朗讀いたします。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則を附則第一項とし、同項中「昭和三十一年四月一日」を「公布の日」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 昭和三十一年四月一日からこの法律施行の日の前日までの間にこの法律による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二條第一項の規定による指定のあつた天災については、前項ただし書の規定にかかわらず、

第四條第二項の規定中年三分五厘以内に定められている資金に係る経費についての政府の補助額に関する部分の適用については、改正規定による。

その趣旨を簡単に申しますと、本法の事項は、被害農民に對する利子の軽減をはかることが規定されておりました。その点は法第四條第二項の規定の中にそれぞれ六分五厘、五分五厘、三分五厘と定められておるのであります。そのうち特に三分五厘資金に對しましては、現行法のもとにおいては系統融資の金利が下つた場合においても地方公共団体の利子補給の負担率が下らぬというやうな実情になつておりますので、この法律案の改正を機会に、昨年の昭和三十一年四月一日からこの改正規定が適用できるようにとの趣旨において、修正案を提案した次第でございます。

○小枝委員長 本修正案は予算の増額を伴いますので、国会法の規定により、内閣に對し意見を述べべる機会を与えることにいたします。八木政務次官。

○八木政府委員 政府といたしましては、ただいま御提案になりました修正案に同意いたします。

○小枝委員長 次に修正案及び原案を一括して討論に付します。討論はありますか。——なければ採決いたします。

まず芳賀貢君提出の修正案について採決いたします。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○小枝委員長 起立議員。よつて本修正案は可決されました。

次にただいま可決されました修正部分を除く政府原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小枝委員長 起立総員。よって本案は芳賀貢君提出の修正案の通り修正可決すべきものと決しました。

なお本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小枝委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○小枝委員長 次に開拓營農振興臨時措置法案を議題といたします。

討論に入ります。討論はありませんか。――なければ採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小枝委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に本案に対し附帯決議を付したい旨の申し出があります。これを許します。笹山茂太郎君。

○笹山委員 ただいま決定になりました開拓營農振興臨時措置法案に対して、この際当委員会として附帯決議を付したいと思つのでございます。まず案文を朗読いたします。

政府は、地区別營農振興計画の達成に必要な措置を積極的に講ずるはもちろん、とりあえずこのさい、経営不振地区の開拓農家に對し、三十二年以降五ヶ年間を限り、次の措置を講ずべきである。

(一) 自作農創設維持資金の資金源の拡張に努め、毎年五億円を限度として特別枠を設定し貸付けること。

(二) 農林漁業金融公庫が貸付けた資金の償還額については、実情に応じて償還延期を行うこと。

この趣旨は、先ほど来当委員会におきましてしばしば申されました通り、今度きまりましたところの開拓營農振興臨時措置法のおもなる事項は、災害資金の借りが主になつておるのでございまして、しかし、開拓民の実情から考えまして、かようなことではどうも十分な措置でないというので、現行制度におきましてできる限りこの補充作用を講じてもらいたいというのがこの決議案の趣旨でございます。何とぞ御賛成願います。

○小枝委員長 笹山委員提出の附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小枝委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小枝委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十八分散会

〔参照〕

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

開拓營農振興臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕